

京都子どもシェルター 設立準備会代表

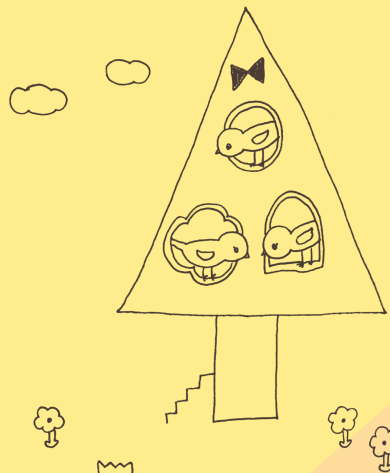
弁護士 安保千秋



子どもは「社会の宝」と言われています。

しかし、今、子どもたちは本当に大切にされているでしょうか。児童虐待や家族崩壊などで、どこにも安心できる場所がなく途方にくれる子どもたちに、寄り添い、支えることが出来ているでしょうか。

このような子どもたちをひとりぼっちにさせない、安心して休める温かい陽だまりのような居場所を提供し寄り添いたい、そんな私たちの思いが子どもセンターののさんに集まりました。どうぞ、皆様のご理解と温かいご支援を心からお願い申し上げます。



子どもセンターののさん名前の由来

「ののさん」とは京ことばで太陽、月、神様、仏様など信仰の対象を表すことばです。神社やお寺が多い京都では大人が神仏を祈る場面が生活の中にあります。そして、子どもたちも大人をまね自然に「ののさんに、お祈りする」と神仏に手を合わせることがよくあります。「ののさん」にはシェルターが子どもたちを照らす太陽のような存在になるように、また、子どもたちのよりどころになるように、そして、子どもたちがかけがえのない命や人生を大切にしてほしいという思いも込められています。

子どもシェルターとは

「家に帰りたくても帰れない」「今晚安心して眠る場所がない」子どもたちに対して衣食住を提供する施設です。家庭内で適切な養育を受けることができなかつたり、虐待を受けたりして、逃げ出さざるを得なかつた子どもたち。施設から自立をめざすも失敗し、帰る所がない子どもたち。複雑な生育環境を経て非行に陥り、少年院で教育を受けたあとも、仮退院後の行き場が見つからない子どもたち。彼ら、彼女らは深く傷つき、日々不安におびえながらもがき苦しんでいます。こうした、緊急に援助が必要にもかかわらず、児童福祉制度・少年司法制度などの隙間に落ち込んでしまう子どもたちを救うための場所が、子どもシェルターです。子どもたちは子どもシェルターでしばらくの間、羽を休め、次の生活場所を探し、自立に向けて力を蓄えます。また、1人ひとりに担当弁護士がつき、あらゆる場面で子どもの権利を守って活動します。2004年に東京で全国最初の子どものシェルターが設立されて以降、これまで神奈川、愛知、岡山、そして2011年4月には広島で子どもシェルターが開設されました。私たちの子どもセンターののさんも、2011年秋の開設を目指し、現在準備を急ピッチで進めています。

